

南三陸町中小企業・小規模事業者等振興基本条例

目的(第1条)

- ◇町の中小企業・小規模事業者の振興施策に関する基本理念・基本的施策等を定める。
- ◇町、中小企業・小規模事業者、経済団体、学校、金融機関及び町民の役割を明らかにすることにより、振興施策を総合的に推進し、町の経済の健全な発展を図り、町民生活の向上に寄与すること。

基本理念(第3条)

- ◇中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な取組を尊重すること
- ◇本町の産業構造の特性に配慮すること。

経済団体

商工会・JA・JF・Jfoなど

役割(第7条)

- ①地域事業者の努力を促し、創意工夫の取組を支援。
- ②にぎわいの場の再生と創造を目指し、町振興施策に協力、地域事業者の事業を積極的に推進。

学校

役割(第8条)

- ①児童・生徒・PTAに地域事業者の地域貢献の理解を促し、施策や事業の参加の配慮に努める。
- ②地域事業者と協働して職業に関する理解と体験機会を提供し、勤労観・職業観の形成と人材育成に努める。

中小企業者・地域事業者・小規模事業者

努力等(第6条)

- ①創意工夫及び自主的な取組により、経営基盤強化、人材育成、雇用の促進、雇用環境の充実に努める。
- ②人材育成のため学校連携、職業理解向上、体験学習の充実に努める。
- ③町内生産物、製造、加工産品、役務の利用に努める。
- ④振興施策及び経済団体が行う地域事業者振興事業に積極的に協力。

金融機関

協力(第9条)

経営の革新、経営基盤強化への資金供給、経営相談等の支援、協力を努める。

町民

理解・協力(第10条)

地域事業者の振興が地域社会の安定に果たす役割を理解し、振興施策や振興事業への参加など、健全な発展と育成に協力するよう努める。

町(行政)

基本的施策(第4条)

地域事業者の経営基盤の強化・技術力経営力の高度化・経済団体、学校及び金融機関との連携強化など施策を実施。

役割(第5条)

- ①調査研究・財政措置
- ②各団体、町民との協働
- ③工事の発注等にあたって地域事業者の受注機会を増大